

枚方市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）3 月 29 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	漆	原	周	義
同	藤	田	幸	久

1. 監査の対象

(1) 対象部課

市長公室
秘書課
広報プロモーション課
広聴相談課
人権政策室
市民活動課

(2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和2年（2020年）12月1日（火）から令和3年（2021年）3月26日（金）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[秘書課]

○市長及び副市長の秘書に関する事務について

秘書課では、市長や副市長の秘書業務として、公用タクシーチケットの管理なども行っているが、市長、副市長や秘書課職員にあらかじめ交付するチケットを管理する簿冊等が作成されておらず、交付先氏名、交付日、チケットナンバー等を控えることなく、職員等へ交付されていた。

タクシーチケットは、その使用が公金の支出に関わるため、金券と同等の取扱いを行う必要があることから、今後も厳格な取扱いなど、適切な管理に努めるよう要望する。

[広報プロモーション課]

○広報活動に係る事務処理について

広報プロモーション課では、市公式SNSにより市政情報や緊急情報などを迅速に発信しているが、一部に投稿に係る決裁処理が行われていない事例があった。また、広報ひらかたの配布業務や広報点字版の作成等を委託により行っているが、枚方市契約規則に基づく契約手続が適切に行われていない事例もあった。

今後は、情報発信及び契約手続に係る事務処理について、規則等に基づき適正に行う

とともに、引き続き市民への迅速かつ適切な情報提供に努めるよう要望する。

[人権政策室]

○備品管理及び業務委託に係る事務処理について

人権政策室の備品管理台帳に登録のある映画フィルム及びビデオソフトについて、現物との照合や使用の可否の確認が行われていなかった。

今後は、適正な備品管理に努めるとともに、劣化が進んだものについては処分も含めた整理を行うよう要望する。

○人権政策室（男女共同参画担当）の所管事務について

新型コロナウイルス感染症拡大による新たな差別事象も発生している中、人権政策室では、DV被害者の保護などの支援をはじめ、様々な差別の防止及び人権啓発事業や男女共同参画に向けた事業等の取組がなされている。

今後も関係機関との連携を図りながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指した取組を推進するよう要望する。

[市民活動課]

○メセナひらかた会館及びサプリ村野NPOセンターの使用料の徴収に関する事務について

公の施設の使用料の減免に係る事務処理については、市の規則等により、施設所管課において減免の決定を行う旨が規定されているが、メセナひらかた会館及びサプリ村野NPOセンターにおいて、規定どおりの減免手続が行われていなかった。

これまでも他部署で同様の事例が見受けられ、その都度意見・要望を行ってきている。今後、減免の決定に際し、規則等に則した決裁手続を確実に行うとともに、サプリ村野NPOセンターの減免手続については、施設に市の管理職員が勤務していることから、専決事項の特例措置を講じるなど、適正な事務処理を行うよう要望する。

[広聴相談課]

特に指摘すべき事項はなかった。